

天野和夫賞

『天野和夫賞』

第3回受賞者および選考理由

1. 『天野和夫賞』の趣旨

本賞は、法哲学者として著名な立命館大学元総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果ないし優れた成績を得たと認められる大学院学生および修了生、ならびに法の基礎理論の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その業績を顕彰することを目的とする。

2. 本賞の区分

- (1) 天野和夫研究奨励金規程（以下、規程）第3条1項1号の該当者
「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」
- (2) 規程第3条1項2号の該当者
「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」
- (3) 規程第3条2項の該当者
「法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した者」

3. 第3回天野和夫賞選考の経過

2005年度については、規程第6条に基づき、赤澤史朗・本学法学部教授（法学研究科長）を委員長とし、大平祐一・本学法学部教授（日本法制史専攻）、日下部吉信・本学文学部教授（大学院部長）、田中成明・関西学院大学法科大学院教授（法哲学専攻）、平野仁彦・本学法学部教授（法哲学

専攻)、須藤陽子・本学法学部教授(法学研究科主事)、渡辺千原・本学法学部助教授(法社会学専攻)を委員として天野和夫賞選考委員会が組織された。選考委員会は、本年8月5日に開催され、選考の結果、以下のよう
に決定した。

4. 第3回天野和夫賞受賞者とその選考理由

(1) 規程第3条1項1号該当者

梶居住広氏

最終学歴：2005年3月 立命館大学大学院法学研究科公法専攻博士課程後期課程修了

専攻分野：政治史

学 位：博士(法学) 立命館大学

博士論文：「イギリスからみた日本の『植民地(朝鮮・台湾・満州)』
支配 戦間期外交報告(Annual Report)を中心に」

【選考理由】

近年日本の植民地史研究は発展しつつあるが、本論文の特徴は、戦間期の朝鮮、台湾、満州という三地域の日本の植民地支配全体を見渡して、それらを相互に対比しつつ、英米の外交官から見た日本の植民地支配認識という新たな研究領域を、実証的に開拓した点にある。それによって筆者は、日本の支配のあり方の共通性と異なる面とを明らかにしたのであった。英米外交官の評価は、日本の軍の介入の度合いの低い地域ほど、その植民地統治評価が高くなるという傾向も示していたという。また英米の領事たちは、欧米の植民地支配の正当化原理である植民地の「文明化」の使命といった観念に基づいて評価していた。この植民地「文明化」論という評価基準は、一方からするとこの当時の世界的標準であり、日本の植民地支配を世界的な広い視野から捉えることを可能にするとともに、他方でその評価基準自体がイデオロギー性を免れないという、両義性がつきまとっていたことを、著者は指摘している。さらに本論文では、戦争責任や戦後補償

問題といった、過去の日本の植民地支配問題につきまとう現代の政治的課題を十分に意識しつつ、しかも慎重に実証的な姿勢で、政治からの学問の自立性を確保しつつ、これに応えようとしている点も大きな特徴といえよう。以上の諸点から梶居氏の博士学位論文は、学界への貢献度も大きく、天野賞に相応しいものと判断される。

岳 衛氏

最終学歴：2005年3月 立命館大学大学院法学研究科民事法専攻博士
課程後期課程修了

専攻分野：商法

学 位：博士(法学) 立命館大学

博士論文：「中国強制自動車責任保険制度における被害者の権利保護
日本法からの示唆」

【選考理由】

岳氏の論稿は、現代中国の喫緊の課題である自動車事故被害者の保護のあり方について考察したものである。中国では2004年に道路交通安全法の制定により、強制保険が全国的に実施されることになった。強制保険であれば、本来、被害者保護の見地から保険者免責条項などを狭く限定した新たな強制保険用の保険約款が作成されるべきである。しかし、その基礎となる施行規則が制定公布されていないため、任意保険の約款が今なお使用されていること、保険者に対する被害者の直接請求権がないなど、なお多くの問題点があることを指摘している。損害賠償制度における賠償項目、賠償額算定問題、都市住民と農村住民間の格差問題、民法典の整備の遅れなどにも言及し、交通事故の被害者をめぐる中国法の現在の全体図が描き出されている。岳氏の論稿は、日本法との比較研究の手法をとった最新の中国法の研究論文である。今後の立法課題も的確に示すなど、中国の実務に刺激を与える優れた博士学位論文であり、天野賞に相応しいと判断する。

(2) 規程第3条1項2号該当者

安井栄二氏

最終学歴：2005年3月 立命館大学大学院法学研究科公法専攻博士課程前期課程修了

専攻分野：税法

学 位：修士（法学）立命館大学

修士論文：「連結納税制度の研究 ドイツ法人税法における機関関係制度との比較を中心に」

【選考理由】

安井氏の論稿は、従来わが国ではほとんど紹介されることのなかったドイツ法人税法上の機関関係理論を取り上げ、機関関係を適用する要件、適用の効果を判例・学説を詳細に検討し、法的内容を明らかにしようとしたものである。わが国政府税制調査会は、連結納税制度を導入するにあたり、各国の制度を類型化し、損益通算型のものとしてアメリカの制度を、損益振替型としてイギリスの制度を比較検討した。その結果、わが国の制度はアメリカ型を採用したとされるが、損益振替型に属するドイツの制度をそもそも検討の対象から外していたとされる。安井氏の論稿は、わが国の法人税法研究の空白部分を埋め、そして今後の連結納税制度の再構築も視野に入れた優れた修士論文であり、発展的に質の高い博士学位論文に結実することが期待される。以上の点から、安井氏は、天野賞に相応しいと判断する。

(3) 規程第3条2項該当者

大江 洋氏

最終学歴：1999年 東京大学大学院法学政治学研究科博士課程修了

学 位：博士（法学）東京大学、修士（法学・教育学）

専門分野：法哲学

現 在：北海道教育大学函館校教授（2005年6月助教授から昇任）

著 書：『関係的権利論 子どもの権利から権利の再構成へ』勁草書房(2004年)
著者の博士論文(東京大学大学院法学政治学研究科, 1999.3提出)を基にしたもの

【選考理由】

大江氏の『関係的権利論：子どもの権利から権利の再構成へ』の冒頭は、児童虐待の被害者が虐待を語るところから始まる。その被害者は子どもであるのか、あるいはかつて子どもであり「子どもの権利」を踏みにじられて育った大人のつづやきなのかは分からない。「子どもの権利」とは何か。大江氏は、親と子の関係において「子どもの権利」とは曖昧な「権利」であるという。そもそも「権利」の用語でどこまで説明されるのか、どこからが「権利」の用語で説明できない領域なのか。「子どもの権利」を手がかりとして権利論の射程を論じようとする。法的権利の意味を現実問題との関わりにおいて捉え直し、権利の基礎理論分野において関係的権利論という新たな地平を切り拓いている。法と社会的現実の関わりを考察し、法の実践的意義を理論的に追究された故天野先生のご関心にも近く、天野賞に相応しい著作であると評価する。

5. 『天野和夫賞』授賞式

2005年10月8日、本賞の受賞者4名の出席のもと、吉村良一・本学法学部長の司会により『天野和夫賞第3回授賞式』が開催され、長田豊臣・本学総長より賞状ならびに副賞の授与が行われ、天野芳子様よりご祝辞をいただくとともに、赤澤史朗・選考委員長より選考理由の報告が行われた。授賞式は、関係各位の出席を得て、晴れやかに行われた。